

平成十二年十一月二十八日提出
質問第五三三号

国家賠償法上の求償権に関する質問主意書

提出者 加藤公一

国家賠償法上の求償権に関する質問主意書

国は、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第二項の求償権を取得した場合、遅滞なくこれを行使すべき義務を負うか。

右質問する。